●付帯サービスについて

メディカルアシスト

24時間365日受付

自動セット*1

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

0120-708-110

●緊急医療相談 ●医療機関案内 ●予約制専門医相談 ●がん専用相談窓口 ●転院・患者移送手配

*1 被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。

介護アシスト

平日午前9時～午後5時

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

0120-428-834

●電話介護相談 ●各種サービス優待紹介

www.kaigonw.ne.jp

●インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や、毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

●法律・税務相談 ●社会保険に関する相談 ●暮らしの情報提供(グルメ・レジャー情報等)

ご相談内容によって窓口や受付時間が異なります。

サービス内容の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

●「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」・「次回更新時のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)」の提供方式について

Web(ホームページ)で閲覧いただく方式をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

「Web証券」*1*2「Web更新案内」*1の確認方法

「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただきます。

東京海上日動マイページは、弊社ホームページまたは専用アプリ(P.1の二次元コードよりダウンロードください。)からご利用ください。

なお、「Web証券」をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただきます。

※「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただくお客様は、ご契約締結後や満期のご案内時等に弊社からメールをお送りするため、メールアドレスのご登録が必要です。

※「Web証券」をご選択いただいたお客様には、ご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキまたはメール)*3」をお送りします。

*1 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」「Web更新案内」をご選択いただけないため、書面で発行します。

*2 質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

*3 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払い込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を「ご契約内容の確認方法のご案内(ハガキ)」に添付して送付しますので、大切に保管してください。

かんたんリスクマップでご自宅周辺の水害・地震リスクを確認!

お住まいの住所を入力するだけで、ハザードマップに加え、水害・地震リスクに関する各種情報を確認できます。

水害は河川近くや山間部だけでなく、全国どこでも起こる可能性があります。

近年、大雨による河川氾濫や土砂災害だけでなく、**市街地等における内水氾濫**[*1]による被害が増えています。水害リスクへの備えには「トータルアシスト住まいの保険(水災補償)」をご検討ください。

*1 大量の雨水が下水道や排水施設で処理しきれず排水溝等から溢れ、住宅や道路等が冠水することをいいます。

かんたんリスクマップ

tokiomarine-nichido-bousai-report.com

スマートフォンの位置情報でも確認できます!

あしたの笑顔のために(防災・減災情報サイト)

弊社ホームページでも防災・減災に関するお役立ち情報をご提供しています。

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動のホームページでは、東京海上日動マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネーム・略称です。 ※「住まいの選べるアシスト特約」は、火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネーム・略称です。

※「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」は、弁護士費用等補償特約(日常生活)のペットネーム・略称です。 ※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間:
24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

マングローブ植林等の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/

E15-20720(6)改定202605

0216-ER37-09033-202604

東京海上日動

パンフレット兼重要事項説明書

Total assist 住まいの保険

住まい

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/live/covenant)にてご参照いただけます。

お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。

※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

手厚い保険金と幅広いサービスで、住まいと暮らしに安心をお届けします。

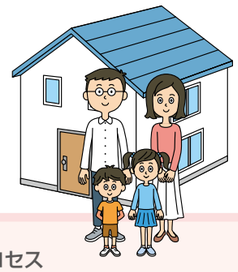

お客様満足度 93.6%
Total assist 住まいの保険
火災保険お客様アンケート結果 2024年度累計

安心ポイント1 修理費だけでなく、修理と密接に関わる費用まで まとめてお支払い

- **修理費(3の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(1・2・4の費用)も損害保険金としてまとめてお支払いします。**
  事故が起きると修理費(3の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(1・2・4の費用)が発生します。トータルアシスト住まいの保険では、修理費と修理と密接に関わる費用を損害保険金としてまとめてお支払いすることで、手厚い保険金のお支払いを実現します。またお支払い時の複雑な計算を不要とし、迅速なお支払いにもつなげています。
- **修理費(3の費用)は「復旧に必要な修理費」をお支払いします。**
  損害を受けた部分を修理し、復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用が必要不可欠となる場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

たとえば、損害を受けたバスタブの交換のために、損害を受けていない配管の交換が必要不可欠であるケース

例 台風が発　生した場合の修理プロセス

詳細はP.7～8をご確認ください。

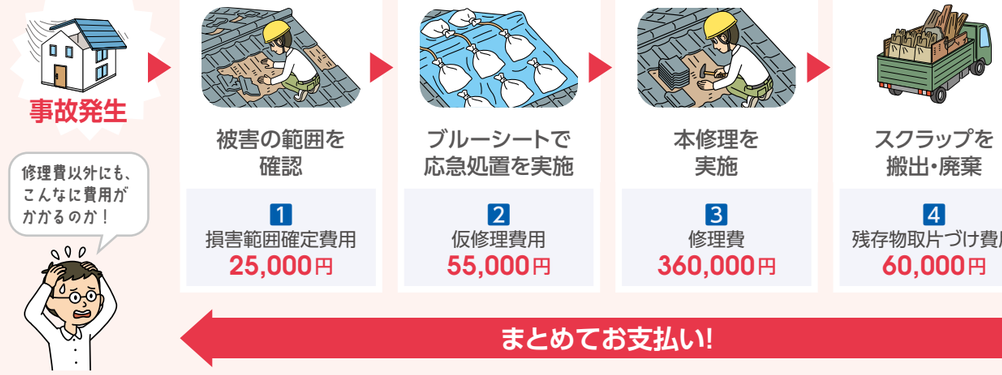

安心ポイント2 付帯サービスで、さまざまなトラブルも まとめてサポート

メディカルアシスト
自動セット
医療機関のご案内や医療相談等、おからだの「もしも」のときにお客様をサポートします。

詳細は裏表紙をご確認ください。

介護アシスト
自動セット
介護に関するご家族の負担を軽減するサービスをご提供します。

詳細は裏表紙をご確認ください。

デイリーサポート
自動セット
法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

詳細は裏表紙をご確認ください。

住まいのサイバーアシスト
オプション
サイバートラブルが疑われる場合等に、お電話にて提携の専門会社にご相談いただけます。

詳細はP.9をご確認ください。

緊急時助かるアシスト
オプション
カギのトラブル対応サービスや水回りのトラブル対応サービスをご提供します。

詳細はP.11をご確認ください。

安心ポイント3 水災時は、当座の生活資金をお支払い

床上浸水等の水災による損害が生じ、保険金が支払われる場合、当座の生活資金として10万円を定額でお支払いします。

詳細はP.8をご確認ください。

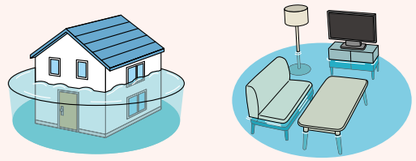

安心ポイント4 全国にある損害サービス拠点から、迅速にサポート

自然災害が発生した際には、全国の損害サービス拠点がリアルタイムにペーパーレスで情報を連携・共有し、一刻も早くお客様に保険金をお届けできるように各種事務支援を行います。
現地では損害確認や保険金のご案内等、お客様に寄り添う対応に一層注力します。

東京海上日動マイページでもっと便利に安心をお届け!

ダウンロードはこちら

※各サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

アプリで保険証券を管理
住まいの保険以外のご契約もまとめて一元管理でき、証券を持ち出すことなくご契約内容を確認できます。また、一部の契約内容変更も手続き可能です。

事故時のご連絡や保険金請求がスムーズ
アプリ上で事故時のご連絡や、事故状況確認等が可能です。被害状況の写真や見積書の提出も可能です。

防災・減災に関する情報をメールでご提供
台風等の事故の回避や被害軽減に関する情報、冬季に起こりやすい水道管凍結や大雪に関する注意喚起情報(アラート)をメールにてご提供します(メール配信を希望される方はどなたでも登録が可能です。詳細は東京海上日動のホームページをご確認ください。)。

本冊子の構成

※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

商品内容
パンフレット
商品内容
住まいの保険をご契約いただくにあたって ▶ P.1～12

I. 契約締結前におけるご確認事項
重要事項説明書
I 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.13～18

II. 契約締結時におけるご注意事項
II 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.18～19

III. 契約締結後におけるご注意事項
III 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.19～20

IV. その他ご留意いただきたいこと
IV その他ご留意いただきたいこと ▶ P.20～21

V. その他該当する場合にご確認いただきたいこと
V その他該当する場合にご確認いただきたいこと
上記 I ～ IV とあわせてご確認いただきたい重要な事項を記載しています。
1.保険料の割引
2.団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ
3.住まいの保険 自動継続方式
▶ P.21～22

ご希望に合わせて、保険の内容をカスタマイズ できます。

おすすめポイントを動画でご確認できます。
本冊子では、「トータルアシスト住まいの保険」のおすすめポイントを動画でご説明します。
本冊子に掲載されている動画でcheck!マークの二次元コードを読み取ってご参照ください。

保険の対象

保険の対象を選択できます。

● 建物*1と家財の両方　● 建物*1のみ　● 家財のみ

※併用住宅(P.12をご参照ください。)に収容される設備・什器、商品・製品も保険の対象とすることができます。

● 補償します　× 補償しません　★ 保険金の支払方法を変更できます(P.6をご参照ください。)

基本補償

住まいの保険 損害保険金

保険の対象に右のような事故が起こったときに、損害保険金をお支払いします。

※保険の対象が商品・製品の場合、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスクについては補償の対象外です(特約により、補償できる場合があります。)。

3つのおすすめ補償タイプからお選びください。*3

充実タイプ　スタンダードタイプ　マンション向けタイプ

※マンションにお住まいの方も「充実タイプ」または「スタンダードタイプ」をお選びいただけます。

		建物	家財	充実タイプ	スタンダードタイプ	マンション向けタイプ
火災リスク	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。	台所から火が出て、建物が燃えてしまった!	火事で家財が燃えてしまった!	●	●	●
風災リスク	風災、雹災、雪災*4による損害を補償します。	台風で屋根が壊れた!	台風で窓ガラスが割れて建物内の家財が壊れた!	●★	●★	●★
水災リスク	水災による損害(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)を補償します。	豪雨による洪水で床上浸水し、家が水びたしに!	豪雨による洪水で床上浸水し、家財が水びたしに!	●★	●★	×
盗難水濡れ等リスク	盗難、水濡れ、建物の外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等による損害を補償します。	水道管が破損して水濡れが起きた!	泥棒が入り、現金や家財が盗まれた!	●★	●★	●★
破損等リスク	上記以外の偶然な破損事故等による損害を補償します。	うっかり壁に穴を開けてしまった!	うっかり照明を落として壊してしまった!	●	×	●

自動セット

費用保険金

事故が起きた際、損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

詳細はP.7～8をご確認ください。

修理費以外にかかる費用のリスク

- **水災初期費用保険金**　水災時に当座の生活資金が必要になった!
- **修理付帯費用保険金**　保険の対象の復旧にあたり、損害の原因調査等の費用が必要になった!
- **損害拡大防止費用保険金**　消防車が来る前に消火器を使って消火活動をした!
- **失火見舞費用保険金**　隣のお家にも被害が…お詫びをしたい!

等

オプション

特約

賠償責任や事故の再発への防止策等、さまざまな特約をご契約いただけます。

詳細はP.9～11をご確認ください。

賠償責任等その他のリスク

- **個人賠償責任補償特約**　賠償事故に備えたい!
- **住まいの選べるアシスト特約**　事故の再発を防ぎたい!
- **ホームサイバーリスク費用補償特約**　不正アクセス等のサイバー攻撃に備えたい!
- **特定設備水災補償特約(浸水条件なし)**　特定設備の水災補償を拡充したい!

等

自動セット　オプション

付帯サービス

付帯サービスで、さまざまなトラブルもまとめてサポートします。

トラブルのサポート

- 自動セット　**メディカルアシスト**　詳細は裏表紙をご確認ください。
- 自動セット　**介護アシスト**　詳細は裏表紙をご確認ください。
- 自動セット　**デイリーサ　ポート**　詳細は裏　表紙をご確認ください。
- オプション　**住まいのサイバーアシスト**　詳細はP.9をご確認ください。
- オプション　**緊急時助かるアシスト**　詳細はP.11をご確認ください。

原則自動セット

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因として、右のような事故が起こったときに、保険金をお支払いします。

詳細はP.11、P.17～18をご確認ください。

地震リスク

- **地震による倒壊**
- **地震による火災**
- **津波による流失**

等

ご参考

家財の値段は予想以上に高額です。ぜひ、家財のご契約もご検討ください。

家具や衣服、テレビ*2、洗濯機、冷蔵庫等の損害は「家財」を保険の対象としてご契約いただかなければ、補償されません。

保険の対象を建物のみとした場合

建物　補償されます

家財　補償されません

持ち家の例

衣類	546万円
家具	140万円
家電	146万円
その他	304万円
計	1,136万円

所有している家財の金額が分からない場合は、P.5またはP.16の<家財の所有金額の目安>をご参照ください。

動画でcheck!

ご参考

住まいの保険の事故件数割合を参考に補償内容をご検討ください。

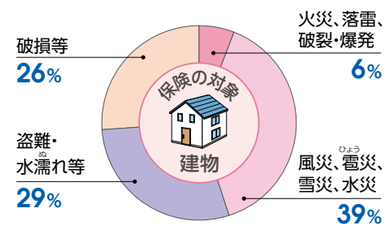

※2020-2024年度住まいの保険(充実タイプ)事故件数割合

*1 居住用の建物(マンション戸室も含みます。)をいいます。
*2 破損等リスクでは補償されません。
*3 上記以外の補償タイプについては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
*4 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。

お客様に合った支払限度額（保険金額）や免責 金額等を設定できます。

支払限度額（保険金額）の設定

支払限度額（保険金額）は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額*1です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。

地震保険の保険金額の設定についてはP.18をご確認ください。

建物の支払限度額（保険金額）

契約締結時点で保険の対象と同等の建物を再築・再取得するために必要な額（再取得価額）を評価して設定します。*2

家財の支払限度額（保険金額）

ご希望に応じて1口単位（1口:100万円）で支払限度額（保険金額）を設定します。*3 *4 *5

<家財の所有金額の目安>

区分＼面積	33m²未満	33～66m²未満	66～99m²未満	99～132m²未満	132m²以上
持ち家	580万円	960万円	1,210万円	1,580万円	1,930万円
賃貸住宅	350万円	640万円	900万円	1,150万円	1,420万円

ご参考 建物の再取得価額・支払限度額（保険金額）の設定について

支払限度額（保険金額）は再取得価額を基に設定するため、**適切な再取得価額が設定されていなければ、事故の際に十分な補償を受けられないおそれがあります。**また、再取得価額を超えて支払限度額（保険金額）を設定した場合、再取得価額を超過した部分については保険金のお支払いができません。
ご契約締結の際には、建設費等の動向を確認して適切に再取得価額を評価のうえ支払限度額（保険金額）を設定するとともに、契約更新のお手続きの際にも毎回適切に見直すことが重要です。*6

近年、建設費が大幅に上昇しています。建物の支払限度額（保険金額）を暫く見直しされていない場合等、罹災後の建て直しにかかる費用が保険金だけでは不足するおそれがあります。

例えば 2015年 2,000万円で新築

10年後火事になり建て直し

2025年 再築するには 約600万円不足

■建設工事費の月ごとの推移 ※2015年4月を100とする

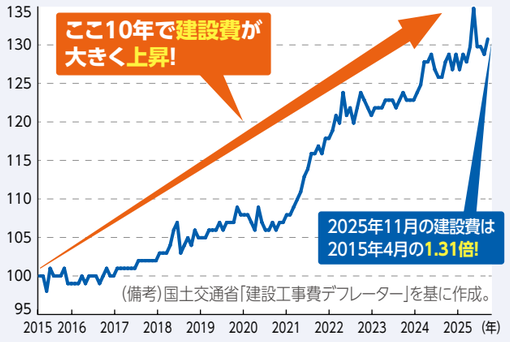

*1 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。
*2 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額（保険金額）が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
*3 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額（保険金額）を30万円または50万円で設定します。
*4 家財の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額（保険金額）となります。
*5 家財のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額（保険金額）は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。
*6 更新案内でご案内している［評価額］は、ご契約の建物情報をもとに、建設費等の動向を勘案した簡易評価により算出したものです。ご契約の建物の評価額として十分であることを保証するものではありません。

免責金額（自己負担額）の設定

免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額（自己負担額）は0円から20万円までのいずれかからご選択いただけます。*1

お支払いする損害保険金 ＝ 損害額（修理費*2） － 免責金額（自己負担額）

免責金額（自己負担額）をお選びください。
- 0円*3 *4
- 5千円*3 *4
- 3万円*3 *4
- 5万円*4
- 10万円
- 20万円

※風災、水災、盗難・水濡れ等リスクについては、以下のとおり、保険金支払方法を変更することができます。

風災、水災、盗難・水濡れ等リスクの保険金支払方法の選択

風災リスク、盗難・水濡れ等リスク高額免責方式

風災リスク、盗難・水濡れ等リスクについては、上記で設定した免責金額（自己負担額）を、それぞれ次のいずれかの高額免責金額（自己負担額）に引き上げることができます。*1

風災リスク

高額免責金額（自己負担額）をお選びください。
- 3万円
- 5万円
- 10万円
- 20万円

盗難 水濡れ等 リスク

高額免責金額（自己負担額）をお選びください。
- 10万円
- 20万円

水災リスク縮小支払型

水災縮小支払特約（一部定率払）をご契約いただくことで、水災リスクの保険金支払方法が下表のとおりになります（免責金額（自己負担額）は差し引きません。）。*5 *6

水災リスク

	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水		保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じたとき *7
水災による損害の程度	保険の対象に再取得価額の15%未満の損害が生じたとき	保険の対象に再取得価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき	
保険金支払方法	支払限度額（保険金額）×5%をお支払いします。（保険の対象ごとに100万円が限度）	支払限度額（保険金額）×10%をお支払いします。（保険の対象ごとに200万円が限度）	損害額（修理費）×70%をお支払いします。

*1 ご契約内容によりご選択いただけない免責金額（自己負担額）があります。
*2 修理費には、修理と密接に関わる費用（残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用）を含みます。
*3 盗難・水濡れ等リスクおよび破損等リスクの免責金額（自己負担額）は5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点で建物の築年数が15年以上（建築年月が不明の場合を含みます。）の場合は、風災リスクの免責金額（自己負担額）は5万円以上で設定していただきます。
*4 建物を保険の対象とするご契約について、始期日時点の建物の築年数やご契約条件によっては免責金額（自己負担額）を10万円以上で設定していただきます。
*5 修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金はお支払いしません。
*6 臨時費用補償特約をご契約いただいている場合でも、水災による損害に対しては臨時費用保険金はお支払いしません。
*7 保険の対象が設備・什器または商品・製品の場合は、建物の床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、再取得価額の30%以上の損害が生じたときに限ります。

事故が起きた際には、修理費はもちろん、修理 費以外の様々な費用もまとめて補償します！

建物や家財が
損害を受けたとき、
元どおりに修復するには、
様々な費用がかかります。

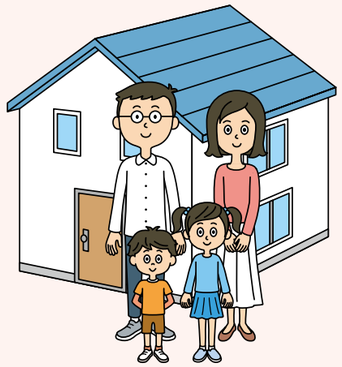

動画で
check!

損害保険金*1 *2

建物や家財の修理にかかる費用

損害部分を修理し復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を要する場合があります。

●損害を受けたバスタブの交換のために、損害を受けていない配管も交換する必要があると言われた！

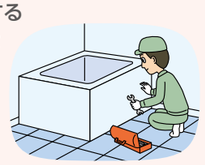

●火災により付着した、日常生活に著しく支障のある臭いを取り除きたい！

●損害を受けた床を張り替えるために、損害を受けていない壁紙も一度はがして張り替える必要があると言われた！

修理と密接にかかわる費用

同一の修理見積書に記載されることの多い「修理と密接にかかわる費用」が必要になる場合があります。

●水道管破裂による水濡れ範囲を確定するために、屋根裏の調査が必要になった！
➡P.8のⓐ

●台風で物が飛んできて、屋根に穴が開いた！ブルーシートで覆う応急処置を行う必要がある！
➡P.8のⓑ

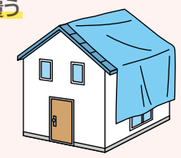

●火事で燃えた建物の燃えかすや燃え残りを片づける必要がある！
➡P.8のⓒ

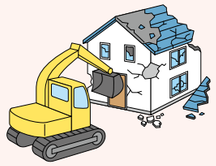

費用保険金*1 *2

修理費以外の様々な費用

損害部分の修理に伴い、様々な費用がかかります。

●自宅で火災が起きた際の消火活動で、自宅に常備していた消火器内の消火薬剤を使い切ってしまったため、消火薬剤を買いなおす必要がある！
➡P.8のB

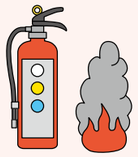

●自宅が火事になり、隣の家の外壁に損害を与えてしまった。お詫びをしたい！
➡P.8のD

●水道管が凍結して破裂してしまった！
➡P.8のE

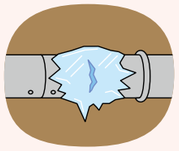

*1 特約をご契約いただく場合には、上記とは別に保険金をお支払いする場合があります。
*2 損害保険金と費用保険金どちらか一方のみのお支払いとなる場合もあります。

損害保険金 事故の際に修理費を補償

損害保険金として補償される修理費には、修理にかかる費用だけでなく、修理と密接に関わる費用（以下ⓐ～ⓒの費用）も含まれます。

建物や家財の修理にかかる費用 ＋ 修理と密接にかかわる費用
損害保険金としてまとめて補償

ⓐ	損害範囲確定費用	修理に際し、損害の範囲を確定するために必要な調査費用
ⓑ	仮修理費用	災害によって屋根や窓、ドア等が破損し、本修理を行うまでの間、早急に修理する必要がある場合の仮修理費用
ⓒ	残存物取片づけ費用	修理に際し、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用

具体的な修理プロセスについては、P.1の「安心ポイント1」をご参照ください。

POINT

上記ⓐ～ⓒの費用を含めた損害保険金の額が支払限度額（保険金額）を超えた場合でも、「支払限度額（保険金額）×２倍」*3まで補償します。ただし、「損害保険金」から上記ⓐ～ⓒの費用を除いた金額は、支払限度額（保険金額）が限度となります。

費用保険金 修理費以外の様々な費用を補償 自動補償

事故が起きた際、損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

※費用保険金の一部補償対象外特約（修理付帯費用・失火見舞費用）をご契約いただく場合は、AとDの費用が支払対象外となります。
※水災縮小支払特約（一部定率払）をご契約いただく場合は、水災による損害に対しては一部の費用保険金が支払対象外となります。P.6の*5をご確認ください。
※A～Cの費用の合計額は損害保険金の額を限度とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします（損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。）。

	水災初期費用保険金	水災時に当座の生活資金が必要になった！	豪雨等により水害等が発生すると、家屋への床上浸水被害やライフラインの供給停止により一時的に避難所での生活を強いられる等、様々な費用支出が想定されます。保険の対象が水災による損害（床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合）を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします。 ※水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットされます。
修理費以外の様々な費用	A	修理付帯費用保険金	●損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用（損害原因調査費用） ●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整、試運転に必要な費用（試運転費用） ●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（仮設物設置費用） ●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用（残業勤務・深夜勤務等の費用）
	B	損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤のつめかえ費用等）
	C	請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
	D	失火見舞費用保険金	保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故あたり支払限度額（保険金額）の20%を限度とします。
	E	水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
	F	地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象である建物または家財が以下の損害を受けた場合に、支払限度額（保険金額）の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）または家財が全焼（80%以上の損害）

*3 上記のA～Cの費用保険金も含めて「支払限度額（保険金額）×2倍」が限度となります。

様々なオプション（追加の補償）もご用意してい ます！

ご契約の際には、それぞれ支払限度額や支払対象期間を選択いただきます。

※事故例は東京海上日動が作成した架空のものです。

■持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通

賠償事故に備えたい！

個人賠償責任補償特約

補償を受けられる方（被保険者本人やそのご家族等）が、日常生活や住宅の管理不備等で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき、線路への立入り等により電車等を運行不能にさせてしまったとき、または日本国内で受託した財物（受託品）*1を日本国内外で壊したり盗まれてしまったときの、法律上の損害賠償責任を補償します。国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

事故例

自宅マンションのお風呂の水があふれて階下の戸室の家財を壊してしまった！

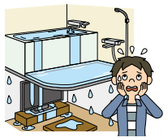

自転車で走行中に誤って歩行者にぶつかってケガをさせてしまった！

支払限度額（1事故あたり） 国内 1億円、無制限　国外 1億円

※賃貸住宅オーナーが、共同住宅1棟全体を保険の対象とする場合等に対応した「個人賠償責任補償特約（包括契約用）」もございます。

被害事故と加害事故*2に備えたい！

弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）

補償を受けられる方（被保険者本人やそのご家族等）が、日本国内で発生した急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を含みます。）によって被った身体の障害または財物の損壊等について、相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用および法律相談費用を補償します。

事故例

停車中に後方の車から追突されてしまった！

散歩中の犬に噛みつかれてしまった！

信号無視で走ってきた車にぶつけられてしまった！

※離婚調停、遺産分割調停に関する紛争や、詐欺に起因する金銭トラブルの解決を目的として弁護士に委任する費用は対象外です。

支払限度額（1事故・1被保険者あたり） 300万円

事故の際に必要となる諸費用に備えたい！

臨時費用補償特約

事故*3によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することもできます。

支払限度額（1事故あたり） 保険の対象（建物や家財等）ごとに支払限度額（保険金額）の10%または100万円のいずれか低い額

近隣へ類焼した場合に備えたい！

類焼損害補償特約

ご自宅または収容される家財からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額（1事故あたり） 1億円

不正アクセス等のサイバー攻撃に備えたい！

ホームサイバーリスク費用補償特約*4

住宅内のネットワーク構成機器・設備（パソコン、スマートフォン、IoT機器*5等）が、不正アクセス等のサイバー攻撃を受け、セキュリティ事故に対応するために負担した修理費用やデータ復旧費用（①）、セキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益な費用（②）*6を補償します。

事故例

サイバー攻撃によってスマートテレビが壊れ、修理が必要になった！

サイバー攻撃によってパソコンに保存していたデータが壊れ、復旧が必要になった！

支払限度額（1事故あたり） ① 30万円、50万円　② 3万円

特約に自動セット

住まいのサイバーアシスト（無料電話相談サービス）

- インターネット等のサイバートラブルに関する相談サービス
- マルウェア（不正プログラム）のリモート駆除サービス

※ご利用条件やご注意事項等は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「住まいのサイバーアシスト利用規約」をご参照ください。ご利用にあたっては、専用の受付窓口 0120-266-318（365日午前9時30分～午後5時30分）にご連絡ください。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

■持ち家にお住まいの方向け

特定設備の水災補償を拡充したい！

特定設備水災補償特約（浸水条件なし）*7

水災による損害の程度にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備および昇降設備等の特定の機械設備について、水災によって生じた損害を補償します。

本特約をご契約された場合の水災の補償 ○：補償対象 ×：補償対象外	水災による損害の程度	
	①次のいずれかを満たす場合 ・損害割合が30%以上 ・床上浸水 ・地盤面より45cmを超える浸水	②左記①に該当しない場合
ご契約の建物	○	×
特定の機械設備	○	本特約をご契約された場合 ○

事故例

給湯設備（エコキュート等）

台風による洪水で、高効率給湯器のヒートポンプユニットが浸水した！

空調・冷暖房設備

暴風雨による土砂崩れで、エアコンの室外機が破損した！

支払限度額（1事故あたり） 50万円、100万円、150万円、300万円、500万円

建物の電気的・機械的事故に備えたい！

建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約*8

建物の機械設備について、電気的事故（ショート、アーク、スパーク、過電流等）または機械的事故によって損害（折損、変形、焦損、炭化等）*9が生じた場合の修理費用を補償します。免責金額（自己負担額）は、破損等リスクの免責金額（自己負担額）と同額または10万円のいずれか高い額で設定いただきます。

支払限度額（1事故あたり） 建物の支払限度額（保険金額）

■賃貸住宅にお住まいの方向け

借家の貸主に対する賠償事故に備えたい！

借家人賠償責任・修理費用補償特約

偶然な事故によって借用戸室に損害が生じた場合に、補償を受けられる方（被保険者本人等）が負担する以下の損害を補償します。*10

①借家人賠償責任	貸主に対する法律上の損害賠償責任
②借家人修理費用	①以外の場合で、貸主との契約に基づいて修理した費用

支払限度額（1事故あたり） 500万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円

■賃貸住宅オーナー向け

建物の管理不備による賠償事故に備えたい！

建物管理賠償責任補償特約

建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の損害賠償責任を補償します。免責金額（自己負担額）は0円または10万円のいずれかをお選びいただけます。

支払限度額（1事故あたり） 1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円

事故によって家賃収入が得られなくなった場合に備えたい！

家賃収入補償特約*11

火災等の事故によって貸家や貸しアパート等が損害を受けた場合に、復旧までの期間に家賃に生じた損失を補償します。

事故例

火災が発生し、建物を修理する期間の家賃収入が減少した！

お支払いする保険金の例

100万円（家賃月額10万円×修理期間10か月）

※ご契約時に保険金支払対象期間として12か月間をご選択いただいた場合の例です。

支払対象期間（1事故あたり） 12か月間、6か月間、3か月間

賃貸住宅での死亡事故発生時に備えたい！

家主費用補償特約*11 *12

賃貸住宅内で孤独死等の特定事由事故*13が発生した際に、家主が負担する空室期間や値引期間が発生したことによる家賃の損失、原状回復費用・遺品整理等費用*14を補償します。

事故例

賃貸住宅内で孤独死によって汚損が生じ、その戸室で空室期間が発生し家賃収入が減少した！

お支払いする保険金の例

120万円（家賃月額10万円×空室期間12か月）

賃貸住宅内の自殺により、事故発生戸室、隣接戸室に汚損や異臭が発生し、清掃が必要になった！

お支払いする保険金の例

清掃・消毒費用 **40万円**

支払対象期間（1事故あたり） 12か月間

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。 *2 自動車事故のうち対人事故における対象が家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。 *4 家財が保険の対象の場合にご契約いただけます。ただし、ネットワーク建物が含まれない場合における建物のネットワーク構成機器・設備は本特約の保険の対象に含まれません。 *5 IoT機器とは、インターネットに接続された機器をいだく場合は、ご契約いただけません。 *8 建物を保険の対象とし、破損等リスクを補償する場合にご契約いただけます。ただし、2026年9月30日以前始期契約から継る場合等を除きます。 *10 借家人修理費用の破損等リスクのみ免責金額（自己負担額）が3千円となります。 *11 保険期間中に家賃月額や賃貸住宅戸室数に変更ただく場合にご契約いただけます。 *13 自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。 *14 原状回復費用・遺品整理等費用は、1回の事故に

る刑事事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。ただし、支払限度額は原則150万円（1事故・1被保険者あたり）とします。 *3 保険構成機器・設備を所有していない場合は、ご契約いただけません。また、もっぱら被保険者の職務の用に供されるネットワーク構成機器・設備および保険の対象にいます。 *6 インターネットセキュリティソフトおよびホームネットワークセキュリティの購入費用をいいます。 *7 水災縮小支払特約（一部定率払）をご契約いた続して本特約をご契約いただいていた場合を除き、始期日時点の建物の築年数が10年未満のご契約に限ります。 *9 故障の原因が自然の消耗または劣化であが生じた場合等には、代理店または東京海上日動までご連絡ください。詳細は、P.19をご確認ください。 *12 家主費用補償特約は家賃収入補償特約をご契約いつき100万円を限度にお支払いします。

事故の再発防止策をご提供します。

住まいの選べるアシスト特約 オプション

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故の再発防止策をご提供します。

※「住まいの選べるアシスト特約」は、火災・盗難時再発防止費用補償特約のペットネーム・略称です。
※本特約は盗難・水濡(ぬ)れ等リスクを補償している場合にご契約いただけます。

住まいの選べるアシスト
補償メニュー一覧等の詳細はこちら →

住まいの選べるアシスト

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、所定の補償メニューの中からお好みの再発防止策*1をお選びいただけます（1事故につき20万円が限度となります。）。
補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

発生した事故	補償メニュー（例）
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置　●家庭用スプリンクラーの設置　等
盗難	●防犯カギ、補助錠、防犯フィルムの設置　●ガラス破壊検知器の購入　等
共通（火災、落雷、破裂・爆発または盗難）	●防犯カメラ・センサー装置の設置　●ホームセキュリティサービスの実施　等

*1 ご自身で所定の再発防止費用を負担された場合も、保険金のお支払対象となります。
※ご利用いただいた補償メニューの合計金額とご利用限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

緊急時助かるアシスト 住まいの選べるアシスト特約に自動セット

カギのトラブル対応サービス（1年間に1回限度）	カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。 ※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換に関する費用はお客様負担となります。
水回りのトラブル対応サービス（1年間に1回限度）	水回りのトラブル（トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等）が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。 ※出張料と応急処置作業料は無料です。部品代、高圧洗浄等の特殊作業に関する費用、本修理費用はお客様負担となります。 ※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介します。ハウスクリーニング費用はお客様負担となります。

※ご利用条件やご注意事項等の詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。
※水道修理業者等から高額な費用を請求されたというトラブルが増加しています。「緊急時助かるアシスト」では、東京海上日動が提携会社を手配しますので、安心してご利用いただけます。

- 「緊急時助かるアシスト」のご利用にあたっては、専用の受付窓口 0120-562-690（24時間365日受付）にご連絡ください。ご自身で独自に手配された場合は、対象外となります。
- 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

※各補償メニュー・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

地震等による損害を補償します。

動画で check!

地震保険 原則自動セット

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害に備えて、地震保険をご契約ください（原則自動セット*2）。
また、建物とあわせて、家財もセットでご契約ください。

地震は日本全国いつ・どこで発生するか分かりません!

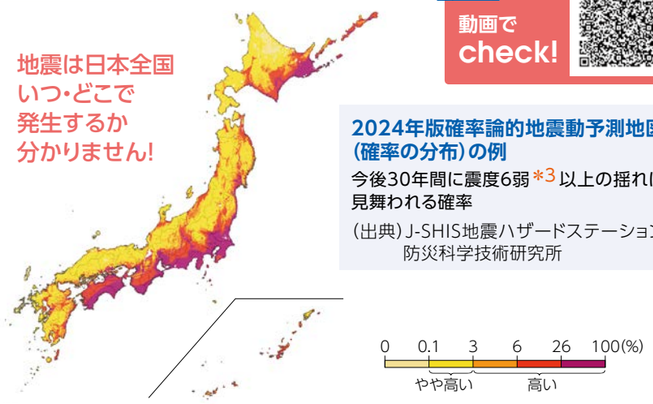

2024年版確率論的地震動予測地図（確率の分布）の例
今後30年間に震度6弱*3以上の揺れに見舞われる確率
（出典）J-SHIS地震ハザードステーション 防災科学技術研究所

*2 ご契約されない場合は、申込書等へのご署名（法人の場合はご捺(なつ)印）が必要になります。
*3 震度6弱では、耐震性が高い鉄筋コンクリート造建物において、壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがあります。

住まいの保険をご契約いただくにあたって

1 被保険者（補償を受けられる方）について

保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人1名をご指定ください。

2 建物（家財等を収容する建物を含む）の所在地について

ご契約者住所と異なる場合は、必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

3 建物（家財等を収容する建物を含む）の用途（物件種別）について

住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

専用住宅	住居のみに使用する建物です。
併用住宅	住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。 用途（事業等の内容）に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

※家財が常時備えられ、別荘や別宅等、一時的に住居として使用される建物は「専用住宅」、将来住居として使用する予定があり常時住居として使用できる状態の空家は「併用住宅」となります。住居として使用する予定のない空家については、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

4 建物（家財等を収容する建物を含む）の構造級別について

【柱】の種類、建物の性能に応じた【耐火基準】により決定します。以下のフローチャートにしたがってご確認ください。

構造級別判定フローチャート

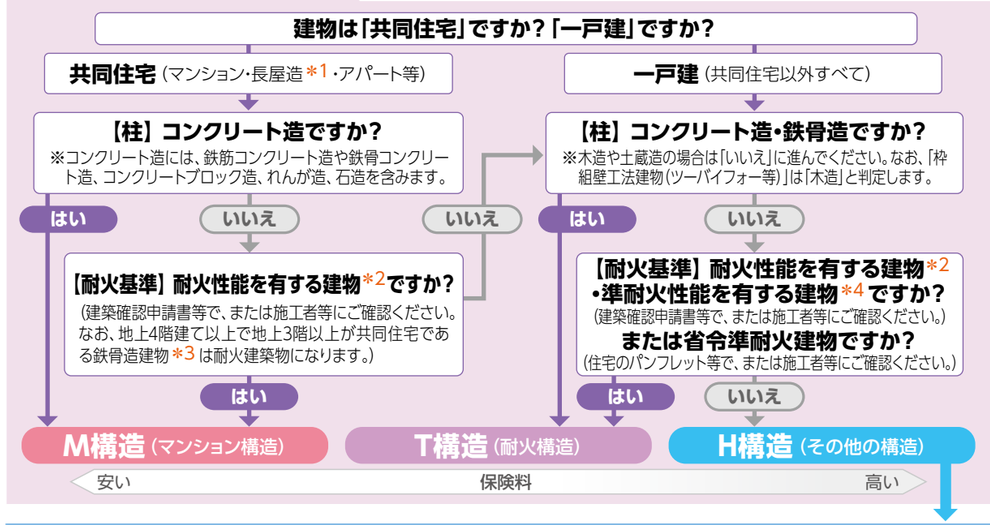

前契約の満期に合わせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート（ALC版、押出成形セメント板を含む）造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

「耐火性能を有する建物*2」、「準耐火性能を有する建物*4」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

*1 長屋造にはテラスハウスを含みます。
*2 耐火性能を有する建物には、「耐火建築物」、「耐火構造建築物」、「主要構造部*5が耐火構造の建物」、「主要構造部*5が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準*6に適合する構造の建物」が該当します。
*3 特定避難時間倒壊等防止建築物を除きます。
*4 準耐火性能を有する建物には、「準耐火建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」が該当します。
*5 建築基準法施行令に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合には、その部分以外の主要構造部をいいます。
*6 2024年4月改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

住宅修理サービス業者とのトラブル防止につなげます

近年、お客様に対して「保険金の使い道は自由」と言って業者が勧誘し、偽装事故や経年劣化等の本来は保険金の受け取れない損害に対しても保険金請求を促し、お客様に法外な手数料を請求する等のトラブルが発生しています。
建物の保険金支払いに修理・復旧を要件とする「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットすることで、業者が関与する偽装事故等の不正な保険金請求が抑制され、業者とのトラブル防止につながります。

詳細はP.15をご確認ください。

トラブル事例の詳細は、日本損害保険協会ホームページをご参照ください。

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.13～22)の受領印も兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

マークのご説明			
契約概要	**保険商品の内容**をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、**特にご注意いただきたい事項**
	該当するご契約者にご確認いただきたい事項		

I 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

Total assist 住まいの保険

基本となる補償、ご契約者のお申し出により任意にご契約いただける特約(オプション)等は以下のとおりです。

(!) 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

住まいの保険

基本となる補償

- 損害保険金*1
  - 火災リスク
  - 風災リスク
  - 水災リスク
  - 盗難・水濡れ等リスク
  - 破損等リスク
- 費用保険金
  - 修理付帯費用
  - 損害拡大防止費用
  - 請求権の保全・行使手続費用
  - 失火見舞費用
  - 水道管凍結修理費用
  - 地震火災費用
  - 水災初期費用*2

＋

主な特約(オプション)

- 持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通
  - 個人賠償責任補償特約
  - 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
  - 臨時費用補償特約
  - 類焼損害補償特約
  - ホームサイバーリスク費用補償特約
  - 住まいの選べるアシスト特約
- 持ち家にお住まいの方向け
  - 特定設備水災補償特約(浸水条件なし)
  - 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約
- 賃貸住宅にお住まいの方向け
  - 借家人賠償責任・修理費用補償特約
- 賃貸住宅オーナー向け
  - 建物管理賠償責任補償特約
  - 家賃収入補償特約
  - 家主費用補償特約

＋

付帯サービス等

- メディカルアシスト 自動セット
- 介護アシスト 自動セット
- デイリーサポート 自動セット

＋

- 緊急時助かるアシスト
  (住まいの選べるアシスト特約をご契約いただいた場合に、自動セットします。)
- 住まいのサイバーアシスト
  (ホームサイバーリスク費用補償特約をご契約いただいた場合に、自動セットします。)

＋

地震保険 ※原則自動セット

- 地震リスク

*1 損害保険金には、修理と密接に関わる費用(残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用)を含みます。
*2 水災初期費用補償特約は、水災リスクを補償しているご契約に自動的にセットされます。

2 保険の対象、基本となる補償および支払限度額(保険金額)の設定方法等

① 保険の対象 契約概要

保険の対象をお選びください

- 居住用の建物*1(マンション戸室*2も含みます。)
- 家財*3 *4
- 設備・什器*4 *5 *6
- 商品・製品*6 *7

*1 門、塀、垣や外灯等の屋外設備装置、物置・車庫等の付属建物も保険の対象に含みます(いずれも土地に定着している場合に限ります。)。
*2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
*3 建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産や、敷地内に所在する動産である宅配ボックスおよび宅配物をいいます。
*4 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*5 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
*6 併用住宅(P.12をご参照ください。)に収容される場合に限ります。
*7 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- 設備・什器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物
- データやプログラム等の無体物

等

② 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の概要および保険金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。また、以下の損害に対してお支払いする損害保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について費用保険金をお支払いする場合があります(P.7～8をご参照ください。)。

補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
火災リスク	**火災、落雷、破裂・爆発**により損害が生じた場合	● ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ● 地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。) ● 風、雨、雪、雹、砂塵等の建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入*1によって生じた損害 ● 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水*2」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害(特定の機械設備については、特約により補償できる場合があります。) ● 給排水設備事故に伴う水濡れ*3等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害 ● 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害 ● 自然の消耗または劣化*4によって生じた損害 ● 保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観上の損傷や汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 屋根材*5・樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ*6、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害 ● 偶然な破損事故等によって生じた損害のうち、次のもの ・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・電気的または機械的事故によるもの(特約により補償できる場合があります。) ・保険の対象の置き忘れや紛失によるもの ・建物やその付属物等に生じた、すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の外観上の損傷(ただし、汚損は除きます。) ・以下の家財や身の回り品に生じた損害 携帯電話、テレビ、パソコン、ディスプレイ、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等
風災リスク	**風災、雹災、雪災**により損害が生じた場合	
水災リスク	**水災**により損害が生じた場合(床上浸水*2、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)	
盗難・水濡れ等リスク	**盗難、水濡れ*3、建物の外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為**等により損害が生じた場合	
破損等リスク	**上記以外の偶然な破損事故等**により損害が生じた場合	

*1 浸み込みまたは漏入には、すが漏れを含みます。すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
*2 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。
*3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
*4 自然の消耗または劣化には、凍害を含みます。凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。
*5 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。
*6 板ガラスの熱割れは含みません。

③ お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

お支払いする損害保険金は（損害額（修理費*1）－免責金額（自己負担額））*2です。

（損害保険金の額が支払限度額（保険金額）を超える場合、損害保険金の額と、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金の合計額は、支払限度額（保険金額）×2倍の額を限度とします。*3）

免責金額（自己負担額）は、0円*4 *5、5千円*4 *5、3万円*4 *5、5万円*5、10万円、20万円からお選びください。*6

なお、風災リスクは、風災リスク高額免責金額（自己負担額）を、盗難・水濡れ等リスクは、盗難・水濡れ等リスク高額免責金額（自己負担額）を設定することができます。また、水災リスクについては、水災縮小支払特約（一部定率払）をご契約いただくことによって、お支払いする保険金の支払方法を変更することができます（P.6をご参照ください。）。

*1 修理費には、修理と密接に関わる費用（残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用）を含みます。
*2 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額（自己負担額）を差し引きません。
*3 ただし、損害保険金から残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用の3つの費用を除いた金額は支払限度額（保険金額）が限度となります。
*4 盗難・水濡れ等リスクおよび破損等リスクの免責金額（自己負担額）は5万円となります。また、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点で建物の築年数が15年以上（建築年月が不明の場合を含みます。）の場合は、風災リスクの免責金額（自己負担額）は5万円以上で設定していただきます。
*5 建物を保険の対象とするご契約について、始期日時点の建物の築年数やご契約条件によっては免責金額（自己負担額）を10万円以上で設定していただきます。
*6 ご契約内容によりご選択いただけない免責金額（自己負担額）があります。

建物を保険の対象とする場合のご注意

建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、弊社が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします（損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。）。
また、保険の対象の建物が全損になった場合または復旧しないことについて法令による規制その他やむを得ない事情があると弊社が認めた場合は、復旧しないときであっても保険金をお支払いします。
免責金額（自己負担額）を設定した場合や水災縮小支払特約（一部定率払）をご契約した場合等、修理費の全額を保険金としてお支払いできないときも復旧が必要となりますのでご注意ください。

④ 主な特約 契約概要

持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通	個人賠償責任補償特約、弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）、臨時費用補償特約、類焼損害補償特約、ホームサイバーリスク費用補償特約、住まいの選べるアシスト特約
持ち家にお住まいの方向け	特定設備水災補償特約（浸水条件なし）、建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約
賃貸住宅にお住まいの方向け	借家人賠償責任・修理費用補償特約
賃貸住宅オーナー向け	建物管理賠償責任補償特約、家賃収入補償特約、家主費用補償特約

※特約の詳細および上記以外の特約については、P.9～11および「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

⑤ 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、被保険者（補償を受けられる方）またはそのご家族*1が、補償内容が同様の保険契約*2を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください。*3

●個人賠償責任補償特約　●弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）　●類焼損害補償特約　●借家人賠償責任・修理費用補償特約

*1 被保険者本人の配偶者、被保険者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子（未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。）をいいます。
*2 住まいの保険以外の保険契約でご契約されている特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*3 これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により被保険者（補償を受けられる方）が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
※補償の重複に関する確認のため、弊社は他のご契約の代理店に本契約に関する情報を提供することがあります。

⑥ 建物の評価額の算出方法・支払限度額（保険金額）の設定 契約概要

建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」*1です。事故が発生した場合に、十分な補償が受けられるよう、直近の建設費等の動向を踏まえたご契約時点の評価額を設定していただく必要があります。以下のいずれかの方法により評価額を算出します。

①年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します（建築価額に土地代は含みません。）。*2
②新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル（m²）単価を面積に乗じて算出します。
③その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法（申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。）。

*1 「再取得価額」は、保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
*2 建築年によってはご選択いただけない場合があります。
※門、塀、垣の金額や物置・車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

支払限度額（保険金額）の設定について

支払限度額（保険金額）は、万一の事故の際にお受け取りいただける損害保険金の上限額*3です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください。実際にご契約いただく支払限度額（保険金額）については、申込書等でご確認ください。

建物	評価額を支払限度額（保険金額）として設定します。*4
家財　設備・什器　商品・製品	ご希望に応じて1口単位（1口:100万円）で支払限度額（保険金額）を設定します（所有されている金額がご不明な場合は、以下<家財の所有金額の目安>をご参照ください。）。*5*6*7

*3 残存物取片づけ費用、仮修理費用および損害範囲確定費用を除きます。
*4 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額（保険金額）が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
*5 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額（保険金額）を30万円または50万円で設定します。
*6 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額（保険金額）となります。
*7 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額（保険金額）は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合があります。

<家財の所有金額の目安>　（単位:万円）

区分＼面積	33m²未満	33～66m²未満	66～99m²未満	99～132m²未満	132m²以上
持ち家	580	960	1,210	1,580	1,930
賃貸住宅	350	640	900	1,150	1,420

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は1年から5年の整数年*1で設定してください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。
*1 保険の対象に商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、支払限度額（保険金額）、保険期間、免責金額（自己負担額）、建物の所在地*1、構造、建物区分、区分所有建物区分、築年数*2等に応じて異なります。
実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なるご契約条件（保険期間や免責金額等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

*1 建物を保険の対象とする場合で水災を補償するときは、「水災等地区分」を判定し、申込書や保険証券等に表示しています。
*2 ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数で判定します。なお、1年未満の端月数は切り捨てます。また、「建築年月」のうち建築月のみが確認できない場合は、建築月を「1月」とみなして築年数を判定します。建築年が確認できない場合は、最も高い水準の保険料を適用します。

水災等地区分とは

- 建物の所在地における水災リスクの危険度を表す区分で、リスクが低い順から「（低）1等地・2等地・3等地・4等地・5等地（高）」（5区分）となります。
- 本区分は2023年6月1日時点の市区町村に基づき判定を行っているため、それ以降に市区町村の合併等があった場合、水災等地区分の判定用住所と物件所在地の住所表記が異なる可能性があります。
- 外水氾濫だけではなく内水氾濫や土砂災害等も含めた水災リスク全体に基づき市区町村単位で設定しているため、国土交通省が提供する「重ねるハザードマップ」（https://disaportal.gsi.go.jp/index.html）等の一般的なリスク情報の危険度とは一致しないことがあります。また、水災等地区分が低い市区町村においても水災が発生する可能性はあります。

② 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱（➔「団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ（P.22）」）もあります。

※ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード	○（5%割増）	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します（クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。）。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。
※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除する場合があります。
※上記割増率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）	払込期日の翌々月末（ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。）
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

4 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

住まいの保険では、地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません（地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。）。
地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります（住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。）。地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄（地震保険確認欄）」にご署名（法人の場合はご捺印）が必要です。

② 保険の対象 契約概要

保険の対象をお選びください

居住用の建物（マンション戸室も含みます。）

家財*1 *2

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

*1 保険の対象は、居住用の建物に収容されている家財（生活用動産）です。
*2 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等（高額貴金属等）は保険の対象となりません。

③ 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

損害の程度	認定の基準*1						お支払いする保険金の額
	建物				家財		
全損	主要構造部の損害額が	建物の時価の50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の80%以上	地震保険保険金額の100%（時価が限度）
大半損		建物の時価の40%以上50%未満		建物の延床面積の50%以上70%未満		家財全体の時価の60%以上80%未満	地震保険保険金額の60%（時価の60%が限度）
小半損		建物の時価の20%以上40%未満		建物の延床面積の20%以上50%未満		家財全体の時価の30%以上60%未満	地震保険保険金額の30%（時価の30%が限度）
一部損		建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合		家財全体の時価の10%以上30%未満	地震保険保険金額の5%（時価の5%が限度）

*1 認定方法については、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
※時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2026年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。
〈ご参考〉
東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

※地震保険をセットする住まいの保険の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額（保険金額）にはこれらの付属物の金額も含まれていますが、損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、付属物のみに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、ご契約の代理店または弊社にその旨ご相談ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害　等

⑤ 保険期間 契約概要

住まいの保険の保険期間にあわせてご契約いただきます。

⑥ 引受条件（保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等） 契約概要

- 地震保険の保険金額は建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物は**5,000万円**、家財は**1,000万円**が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」、「建築年割引」を適用できる場合があります（➔「保険料の割引（P.21）」）。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

※地震保険の限度額の適用単位は「同一敷地内」ごととなります。既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。
※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

5 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務 注意喚起情報

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「➔Ⅲ-1 通知義務等（P.19）」をご参照ください。

[告知事項・通知事項]

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

★	他の保険契約等*1
☆	所在地、物件種別、職作業、耐火基準、柱（建物構造）、建物区分（一戸建住宅／共同住宅）、区分所有建物区分（専有のみ／専有+共有／一棟全体）*2*3、建築年月*4

*1 この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。
*2 マンション等、保険の対象である建物（または家財等を収容する建物）を区分所有している場合で、専有部分およびベランダ等の専用使用権付共用部分のみを対象範囲とするときは「専有のみ」、専有部分および共用部分の共有持分を対象範囲とするときは「専有+共有」とします。また、保険の対象である建物（または家財等を収容する建物）全体を所有している場合は「一棟全体」とします。
*3 区分所有建物区分を「一棟全体」と他の区分間で変更する場合のみ、通知事項となります。
*4 保険の対象が建物である場合のみ、告知事項となります。

【建築年月について】
「建物完成年月」（建物の建築工事が完了した年月）をご申告ください。「建築確認年月」（住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月）を建築年月としてご申告いただくこともできますが、「建物完成年月」をご申告いただいた方が保険料が安くなる場合がありますので、「建物完成年月」を優先的にご申告ください。

2 クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約（クーリングオフ）を行うことができます。
クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。
※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。
申込人住所
氏名　㊞
電話 自宅　（　　）
　　勤務先　（　　）
・申込日：
・保険種類：住まいの保険
・証券番号：
・ご契約の営業店：
・ご契約の代理店：

郵便はがき
812-8684
福岡市博多区御供所町3-21
大博通りビジネスセンター2階
東京海上日動
事務アウトソーシング㈱内
東京海上日動火災保険株式会社
クーリングオフ受付係　行

【クーリングオフの受付期間・通知方法】
お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**です。弊社宛に必ず郵便（消印有効。普通便で可。）または弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）経由（発信日有効）で通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

【クーリングオフできない場合】
- **保険期間が1年または1年に満たないご契約**（保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約（スマートらくらく手続きにより申し込まれたご契約を除きます。）
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）　等

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

［通知事項］
- 申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「➔Ⅱ-1 告知義務（P.18）」をご参照ください。
- 建物（または家財等を収容する建物）の構造または用途*1を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

*1 保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合や、住居として使用する予定のない空家になった場合は、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく場合があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますのであらかじめご了承ください。

［その他ご連絡いただきたい事項］（以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますので、ご連絡ください。）
- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
  - 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
  - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 家賃収入補償特約または家主費用補償特約をご契約いただいている場合で、保険期間中に以下の変更が生じたときは、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
  - すべての賃貸住宅戸室がテナントとなった場合　● 家賃月額が大きく増減した場合　● 賃貸住宅戸室数が増減した場合

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。
- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法*1で保険料を返還、または未払保険料を請求*2することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*3に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 割引を適用しているご契約を解約される場合、返還する保険料はそのご契約に適用している割引率を前提に算出します。
*2 解約日以降に請求することがあります。
*3 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 しっかり更新サポート（満期を迎えるとき）

契約概要

ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、更新特約（「保険契約の更新に関する特約」および「住まいの補償の更新に関する特約」）を契約されている場合が対象です（原則自動セットされます。*1保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。）。

【更新のご案内】
満期日の2か月前をめどに、更新のご案内（更新ガイドブック・重要事項説明書等）をお送りします。更新のご案内が到着後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

【万が一の際の「更新バックアップ」】
万が一満期日までにご契約者と連絡が取れず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*2のご契約内容にてご契約を自動更新（更新バックアップ）します。

*1 自動継続方式（➔「住まいの保険 自動継続方式」P.22）をお選びいただいた場合等は、更新特約は自動セットされません。
*2 建物は、更新時に支払限度額（保険金額）を見直す場合があります。その他の内容も一部変更となる場合があります。
※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新（更新バックアップ）された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します（更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行する場合があります。）。
※所定の条件により、ご契約が自動更新（更新バックアップ）されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。また、保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/）をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*1」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*2まで補償されます。
- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。
*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項

注意喚起情報

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
- 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり*1、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（2026年4月現在）。

*1 地震保険料控除の対象となるのは、控除対象年の1月から12月までに払込みいただいた地震保険料です。

- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

建物を保険の対象とするご契約の場合は、復旧が必要となります。P.15の「建物を保険の対象とする場合のご注意」をご確認ください。
保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者（補償を受けられる方）または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービス等の勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービス等の契約はせずに、代理店または弊社にご相談ください。
トラブルがあった場合には、P.21の「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」にご相談ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平　日 午前9時～午後6時
土 日 祝 午前9時～午後5時（年末・年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

一般社団法人 日本損害保険協会　保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

保険申請サポート業者等とのトラブルについて相談を行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
（https://www.sonpo.or.jp/）

（さ あ 連 絡 し よ う！）

0120-309-444

受付時間：平　日 午前9時～12時、午後1時～5時
（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

1 保険料の割引

- 地震保険については、保険の対象である建物（または家財を収容する建物）が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写（下表に記載しています。）をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*1
免震建築物割引（50%）	免震建築物*2に該当する建物であること	①品確法に基づく登録住宅性能評価機関*3により作成された書類*4のうち、対象建物が免震建築物であること、または対象建物の耐震等級を証明した書類*5 例）**「住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「住宅性能証明書」、「技術的審査適合証」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」、「耐震性能評価書（耐震等級割引の場合に限ります。）」**　等 ②独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書*5 例）**フラット35Sの適合証明書**　等 ③長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類 （工事種別が新築の場合は耐震等級割引（30%）、増築・改築の場合は耐震等級割引（10%）を適用します。*6） 例）**「認定通知書」、「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」**　等
耐震等級割引（等級1：10%　等級2：30%　等級3：50%）	耐震等級*2を有している建物であること	
建築年割引（10%）	昭和56年（1981年）6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行し、かつ適用条件を確認できる書類*7 例）**「建物登記簿謄本」、「建築確認書」**　等
耐震診断割引（10%）	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書 例）**「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」**　等

*1 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
*2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）等により定められた「免震建築物」または「耐震等級」をいいます。
*3 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。
*4 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。
*5 確認資料から耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できる最も低い耐震等級を適用します。ただし、登録住宅性能評価機関、適合証明検査機関または適合証明技術者に対して届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
*6 長期優良住宅の認定を受けるために所管行政庁に届け出た書類（「設計内容説明書」等）から耐震等級を1つに特定でき、本資料をセットでご提出いただいた場合には、その耐震等級を適用します。
*7 「工事完了予定」「工事開始時期」等の表記で昭和56年（1981年）6月1日以降に建築されたことが分かる書類を含みます。
※上記割引率は弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

- 団体扱の場合、住まいの保険に団体扱割引を適用することがあります。
- トータルアシスト超保険（住まいの保険）については、トータルアシスト超保険（住まいの保険）の始期時点で超保険番号を同一とするトータルアシスト超保険（新総合保険）が締結されている場合で、所定の条件を満たすときは、まとめて割引を適用することがあります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

2 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

ご契約者のお勤め先等と弊社との間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに団体扱・集団扱でご契約いただけます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

項目	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合	金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ※系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。 ②弊社の承認する団体やその構成員およびそれらに勤務する方（役員・従業員等）	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払償還債務（住宅ローン等）を負う債務者の方
被保険者（補償を受けられる方）の範囲	①ご契約者 ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の扶養親族　等	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財等の所有者

- 以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
  ※保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。
  ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
  ②資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合　等
- 保険料の払込方法等については、代理店または弊社までお問い合わせください。

3 住まいの保険　自動継続方式

住まいの保険の保険期間を5年（払込方法は一時払または年払）でご契約される場合は、自動継続方式*1をお選びいただけます。*2
初回のご契約の際にお選びいただいた自動継続後のご契約の払込方法および保険期間で自動的に継続いたします。
*1 保険契約の自動的な更新等に関する特約（住まいの保険用）がセットされたご契約の満期時に自動的に継続することをいいます。
*2 ご契約条件により、自動継続方式をお選びいただけない場合があります。

自動継続イメージ図

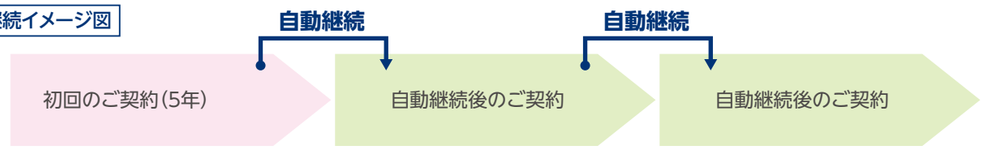

- 各ご契約の満期日までに、「ご契約者から継続しない旨のお申出」または「弊社からご契約者へ継続しない旨の通知」がない限り、ご契約は自動的に継続されます。
- 自動継続後のご契約は、保険期間、払込方法、建物の評価額・支払限度額（保険金額）を除き、原則、継続前のご契約と同等のご契約内容で自動的に継続されます。なお、各ご契約の満期日の2か月前をめどに、自動継続後のご契約内容を記載した更新のご案内をお送りします。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、自動継続後の補償については継続日における内容が適用されます。この結果、自動継続後の補償内容等が変更されることや自動継続できないことがあります。
- 自動継続後のご契約の保険料は、継続日時点の保険料率および割引率等を適用します。したがって、自動継続後のご契約の保険料は、継続前のご契約の保険料と異なる場合があります。

※保険金請求状況によっては、次回以降の契約の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

（！）金融機関によっては5年後の自動継続時に保険料を口座振替できない場合があります。この場合、改めて払込方法等をご案内いたします。

金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約をされるお客様へ

金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約の場合は、申込書等に記載の自動継続終了年月日を限度に自動継続いたします。自動継続終了年月日は初回のご契約の始期日時点の賦払償還債務（住宅ローン等）の完済予定年月を基に決定されます。
※本特約が失効する場合、保険契約の自動的な更新等に関する特約（住まいの保険用）は停止となり、自動継続されません。